

## 公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成27年3月31日

長野県知事 阿部 守一

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする役務

社会保障・税番号制度システム整備事業 団体内統合利用番号連携サーバー構築業務委託

#### (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

#### (3) 履行期間

契約の日から平成27年12月28日まで

#### (4) 入札方法

ア 価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式

(以下「総合評価一般競争入札」という。)により行います。

イ 入札者は、入札説明書に定める技術提案書を入札書とともに提出してください。

ウ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)第7条第1項に規定する情報処理技術者試験(試験の区分は問わない。)の合格者その他の情報処理に関する資格を有する者で、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市を対象としたシステム開発に従事した経験を有する者を配置できる者であること。

(6) 過去5年以内に類似の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

### 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に格付けされていない場合は、入札に参加することはできません。

#### (1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/shinse.html>

#### (2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

#### (3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026(235)7079

#### 4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所、入札説明書に定める書類の提出場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画振興部情報政策課

電話 026(235)7072

#### 5 入札手続等

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 技術提案書及び入札書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限 平成27年5月13日(水) 午後5時

郵送により技術提案書及び入札書を提出する場合は、書留郵便に限るものとし、平成27年5月13日(水)午後5時までの必着とします。

イ 場所 長野県企画振興部情報政策課

##### (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年5月27日(水) 午後2時から

イ 場所 長野県庁 西庁舎2階パソコン実習室

##### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、平成27年4月10日(金)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

##### (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

##### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

##### (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

##### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (9) 落札者の決定方法

別記「社会保障・税番号制度システム整備事業 団体内統合利用番号連携サーバー構築業務委託落札者決定基準」によります。

## 6 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

## 7 Summary

## (1) Nature of the service to be purchased:

Commissioned development of inter-organizational integrated use of a number linkage server system for the Social Security and Tax Number System service

## (2) Contract duration:

From the first day of contract term through December 28, 2015

## (3) Contact place for the tender information; description/conditions/and other inquiries:

Information Policy Division, Planning and Development Department 692-2 Aza Habashita Oaza Minaminagano Nagano City  
TEL 026-235-7072

## (4) Time and place for the bid opening:

Time : 2:00PM May 27, 2015  
Place: PC training Room , Nagano Prefectural Government West Annex 2F

## (5) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time : 5:00PM May 13, 2015  
Place: Information Policy Division, Planning and Development Department  
380-8570(Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

## 別記

社会保障・税番号制度システム整備事業 団体内統合利用番号連携サーバー構築業務委託落札者決定基準

## 1 目的

この基準は、社会保障・税番号制度システム整備事業 団体内統合利用番号連携サーバー構築業務委託の総合評価落札方式一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が最も有利なものを決定するため、必要な事項を定めるものとします。

## 2 落札者決定方法

入札者が提出した技術提案書の内容及び入札価格について評価を行い、価格以外の条件に関する評価点（以下「価格以外の評価点」という。）に入札価格に関する評価点（以下「価格評価点」という。）を加算した合計点が最も高い者を落札者とします。ただし、合計点の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該落札者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代えてくじを引かせ落札者を決定します。

## 3 総合評価点の配分

各評価の得点配分は次表のとおりとする。

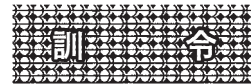
価格評価点	価格以外の評価点	合計
400点	1,600点	2,000点

## 4 その他

総合評価点の算定方法等詳細は、長野県公式ホームページの情報政策課公募情報のページに掲載しています。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/joho/tokei/kobo.html>

情報政策課



## 長野県訓令第5号

## 長野県公営企業訓令第1号

## 長野県教育委員会訓令第3号

## 長野県警察本部訓令第5号

本庁内部部局  
現地機関  
企業局本庁  
企業局現地機関  
教育委員会事務局  
教育機関  
警察本部  
警察学校  
警察署

長野県交通安全運動推進本部設置規程（昭和41年長野県訓令第5号、長野県公営企業訓令第1号、長野県教育委員会訓令第1号、長野県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行します。

平成27年3月31日

長野県知事 阿部守一  
長野県公営企業管理者 小林利弘  
長野県教育委員会  
長野県警察本部長 山崎晃義

第3条第4項中「関係主務チームリーダー及び課長並びに」を「関係主務課長及び」に改める。

県民協働課